

上越市「週休 2 日取得モデル工事（交替制）」 実施要領【農業土木工事】

第 1 目的

建設産業においては、週休 2 日（4 週 8 休相当）※¹の取得が進んでおらず、若年労働者をはじめとする建設関係の担い手確保・育成を進める上での課題となっている。

処遇改善等を推進し、建設産業が若者にとって魅力ある産業となるよう、より一層の週休 2 日（4 週 8 休相当）を建設産業に広く浸透させるため、現場閉所することが困難な工事を対象に労働者※²が交替しながら週休 2 日を取得する「週休 2 日取得モデル工事（交替制）」新たに導入し、本要領に基づき試行する。

※ 1 「週休 2 日（4 週 8 休相当）」とは、対象期間※²（年末年始 6 日間・夏季休暇 3 日間等を除く）の 28 分の 8 以上の休日を確保することをいう。

※ 2 労働者とは施工体制台帳に載っている元請及び下請の全ての労働者のうち、当該現場での勤務期間が連続 7 日間以上（休日を含む）の技術者及び技能労働者をいう。

第 2 発注方式

1 発注者指定型

発注者が工事を「週休 2 日取得モデル工事（交替制）」に指定して発注する方式で受注者は労働者の 4 週 8 休相当以上の休日取得に取り組むものとする。

受注者希望型

工事着手前に受注者が「週休 2 日取得モデル工事（交替制）」に取り組む旨を発注者に協議し、労働者の 4 週 8 休相当以上の休日取得に取り組むものとする。

第 3 適用日及び概要

令和 6 年 4 月 20 日以降に入札の公告又は指名通知を行う、交替制による週休 2 日取得が可能な当初設計額 1,300 千円を超える工事に適用する。

発注者指定型及び受注者希望型の概要は、下表のとおり

	発注者指定型（発注時）	受注者希望型（変更時）
対象工事	現場閉所による週休 2 日の取得が困難な工事で、当初設計額 1,300 千円を超える工事。	契約後に受発注者協議により、交替制に取り組むこととなった工事で、当初設計額 1,300 千円を超える工事。
補正方法	当初設計書に「4 週 8 休相当以上」の補正を行い、労働者の「4 週 8 休相当以上」の休日取得を達成できない場合は、設計変更により減額変更する。	労働者の「4 週 8 休相当以上」の交替制を達成した場合、設計変更により変更する。
特記仕様書	当初設計書に「週休 2 日取得モデル工事（交替制）発注者指定型」の特記仕様書を添付する。	変更設計書に「週休 2 日取得モデル工事（交替制）受注者希望型」の特記仕様書を添付する。
試行対象 工事	1 土日祝日等の休日に作業が必要となる工事 2 トンネル工事等で昼夜を問わず 24 時間体制での作業が必要となる工事 3 現場条件や供用までの制約がある等、現場閉所による週休 2 日取得が困難と認められる工事 4 災害復旧工事等、現場閉所が困難な工事	

※ 工事契約後の受発注者の協議により、「週休 2 日取得モデル工事（現場閉所型）受注者希望型」の試行対象工事に変更することができる。

第 4 試行対象外工事

発注者が「週休 2 日取得モデル工事（交替制）」に適さないと判断した工事は、対象外とする。

また、以下のいずれかに該当する工事は、原則対象外とする。

- ① 緊急性を要する場合や社会的要請等により、週休 2 日の確保が妥当でないと判断される工事。
- ② 現場施工期間が休工日を含めて 7 日間未満の工事。

なお、試行対象外として発注したものの、契約後に受注者から「週休 2 日取得モデル工事」（交替制）に取り組む旨の協議があった場合は、発注者が工事目的を達成できると判断した場合に受注者希望型の試行対象工事とすることができる。＊

※現場条件（出水期間内の施工、関連工事との工程調整等）により、工期に制限や制約が生じるために対象外として発注した工事について、受注者からの提案により、工期の制限や制約を遵守しつつ週休 2 日の確保が可能と判断できる場合。

第 5 「週休 2 日取得モデル工事（交替制）」の試行内容

現場閉所することが困難な工事において、労働者が交替しながら完全週休 2 日＊を取得することとするが、警備業者などの建設工事の請負契約に該当しない業者については対象としない。

ただし、地元調整など、やむを得ず労働者が完全週休 2 日＊の休日を取得できない場合は、振替休日により週休 2 日（4 週 8 休相当以上）の休日を取得するものとする。

※完全週休 2 日とは、毎週 2 日の休日を確保することをいう。

第 6 施設機械工事の取扱い

1 週休 2 日対象期間

現場作業のみが対象（工場製作のみの期間は含めない）。

2 補正適用の範囲

補正適用の範囲は以下のとおり。

	補正対象	補正対象外
施設機械 設備工事	据付工事原価に係る費用 ○直接工事費の労務費 ○間接工事費（現場管理費）	○直接製作費の労務費 ○間接製作費 ○間接工事費（共通仮設費、据付間接費） ○設計技術費
鋼橋製作 架設工事	架設工事原価に係る費用 ○直接工事費の労務費 ○間接工事費（現場管理費）	○直接製作費の労務費 ○間接製作費 ○間接工事費（共通仮設費）
電気通信 設備工事	据付工事原価に係る費用 ○直接工事費の労務費 ○間接工事費（現場管理費）	○間接工事費（共通仮設費、機器間接費）

第 7 試行の流れ

設計額算出時の週休 2 日に係る補正対象は、労務費、現場管理費率、市場単価・土木工事標準単価とする。

なお、労務費の補正対象は、公共事業労務費調査対象の 51 職種及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

1 工事発注時（発注者指定型）

ア 発注者は「4 週 8 休相当以上の休日取得を達成した場合」の補正係数を下記のとおり乗じ予定価格を算出する。

【補正係数の一覧表】

休日取得率	4 週 8 休相当以上 (28.5%以上)
労 務 費	1. 0 2
現 場 管 理 費 率	1. 0 1
市場単価 標準単価	別表「市場単価・土木工事標準単価補正係数の一覧表」は 県農地部農地管理課ホームページを参照とする

イ 設計書に、「『週休 2 日取得モデル工事（交替制）』発注者指定型特記仕様書【農業土木工事】」を添付する。

2 工事契約後の初回打合せ

(1) 発注者指定型

契約後速やかに「週休 2 日取得モデル工事（交替制）」発注者指定型であることを受発注者で確認する。

(2) 試行対象外工事（受注者希望型）

受注者は、「週休 2 日取得モデル工事（交替制）」を希望する場合は、契約後速やかに発注者と協議すること。

3 初回打合せ～実績確認

- (1) 受注者は、施工計画書の提出時に、労働者が週休 2 日の取得が確認できる工程表（任意様式）を監督員へ提出する。
労働者が 4 週 8 休相当以上の休日を習得する計画を原則とする。
- (2) 受注者は、「週休 2 日取得モデル工事（交替制）」である旨（任意様式）を、工事看板等で施工現場に掲示する。
- (3) 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日中の作業が発生するような指示等は行わないものとする。
- (4) 発注者は、必要に応じ休日の取得状況及び工程の進捗状況について確認する。
- (5) 受注者は、様式 1 「週休 2 日取得モデル工事（交替制）労働者の休日取得確表」を作成し、現場完了日以降、速やかに監督員へ提出する。
- (6) 発注者は、労働者の休日取得状況を以下により確認する。

【休日取得の確認方法】

確認方法は様式 1 「週休 2 日取得モデル工事（交替制）労働者の休日取得確認表」を使用し、確認することを施工計画書に明記し、工事着手前に監督員と協議する。

$$\text{休日取得率（\%）} = \text{全対象者の「休日日数」} \div \text{全対象者の「勤務期間」}$$

- ※ 1 休日取得率は少数第 2 位を四捨五入する。
- ※ 2 「勤務期間」とは、連続 7 日間以上（休日含む）の勤務期間をいう。
- ※ 3 「休日日数」とは、連続 7 日間以上（休日含む）の勤務期間中に取得した休日をいう。なお、勤務期間の初日と最終日が休日となる場合は当該日も勤務期間に含めるが、休日が施工体制台帳に記載されている工期外となる場合は休日として取り扱わない（施工体制台帳に記載されている工期外の勤務は建設業法違反）。

(令和 7 年 1 月 20 日以降適用)

- ※ 4 当該現場での連続 7 日間以上（休日含む）の勤務期間が複数存在する労働者は、それぞれの期間で休日取得率を算出する。なお、連続 7 日間未満（休日含む）の期間は、休日取得率算出の対象外とする。
- ※ 5 年末年始休暇や夏期休暇を取得する労働者は、年末年始休暇では 6 日間、夏期休暇では 3 日間を勤務期間及び休日日数から除いて休日取得率を算出する。また、この他に勤務期間及び休日日数から除く期間は以下の期間とする。
- ・工場製作のみの期間
 - ・工事事故等による不稼働期間
 - ・天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
 - ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
 - ・工事の全面中止期間
 - ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

4 積算方法

労働者の休日取得が 4 週 8 休相当以上の標準単価を計上するとともに【補正係数の一覧表】に基づき、補正係数を乗じる。

労働者の休日取得率が 4 週 8 休相当未満の場合は、補正を行わない。

5 竣工検査

(1) 受注者は第 7 3 (5) で監督員に提出した別紙「週休 2 日取得モデル工事（交替制）労働者の休日取得確認表」を竣工書類に添付する。

(2) 発注者は、工事成績評定において、受注者から提出された労働者の休日取得確認表に基づき、加点対象となるか判断のうえ、以下のように加点を行う。（発注者指定型・受注者希望型ともに同様）

- ・労働者が週休 2 日（4 週 8 休相当）の休日取得を行った場合、工事成績評定の「創意工夫」及び「社会性」項目の両方に加点評価し、取得できていない場合は減点しない。

工事成績の加点内容の一覧表

創意工夫	社会性	合計得点
休日取得率が週休 2 日（4 週 8 休相当）を達成		
+ 3 点（+ 1. 2 点）	+ 5 点（+ 1. 0 点）	+ 2. 2 点
認定者：主任監督員	認定者：総括監督員等	

第 8 各費目の算定

各費目の算定は、下記によるものとする。

【労務費】

補正労務単価＝労務単価（補正前）×冬期補正または時間的制約補正×週休 2 日補正係数

＜円未満切り捨て＞

【現場管理費率】

補正現場管理費率（％）＝現場管理費率（補正前）×施工地域補正係数

×情報化施工技術補正係数×週休 2 日補正係数＋施工時期補正值

＜少数点第 3 位四捨五入 2 位止め＞

【市場単価・土木工事標準単価（以下、市場単価等）加算率・補正係数割増】

(1) 加算率・補正係数割増がない場合

標準の市場単価×週休 2 日の補正係数＝補正後単価 <円未満切り捨て>

(2) 加算率・補正係数割増がある場合

S：加算率、K：補正係数

(標準の市場単価等×週休 2 日の補正係数)×(1+S0orS1or…orSn/100)×(K1×K2×…×Kn)
＝補正後単価

[計算順序①]

(標準の市場単価等×週休 2 日の補正係数)＝補正後単価 <円未満切り捨て>

[計算順序②]

加算率・補正係数の算出

(1+(S0orS1or…orSn)/100)×(K1×K2×…×Kn)を行う。

<端数処理がある場合は、各施行単価で設定>

[計算順序③]

①で算出した値×②で算出した値＝補正後単価 <円未満切り捨て>

(3) 加算額

[労務費が含まれる場合]

標準の市場単価等(加算額)×週休 2 日の補正係数＝補正後単価 <円未満切り捨て>

[労務費が含まれない場合]

労務費が含まれない加算額は補正対象外

※加算額は、(1)又は(2)で算出した補正後単価に加算する(端数処理なし)